

CAUTION



新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質な手口 不安な消費者に付け込む不審な影

① 行政職員や行政機関を名乗る不審な電話やメールがあった！

- 行政職員を名乗り、「特別定額給付金の申請を代行する」、「マスク、消毒液を送付する」と説明し、「手数料が必要」とお金を振り込ませようとしてきた。
→ 行政職員が手数料などのお金の振り込みを求めることは絶対にありません！
- 行政機関から「特別定額給付金の申込みについて」とホームページのリンクが貼られたメールが送られてきた。
→ 行政機関がメールを送り、特別定額給付金の申請手続きを求めることは絶対にありません！偽サイトに誘導され、口座番号等の個人情報をだまし取られる可能性があります。



広島市では、特別定額給付金に係る申請方法等をホームページでご案内しています。また、専用のコールセンターを設置しておりますので、ご不明な点がございましたらご連絡ください。
(広島市特別定額給付金コールセンター) ☎0120-082-417 (フリーダイヤル)

② 給料の買取りをうたう違法なヤミ金融業者にご注意を！

「あなたの来月の給料をもらえる権利を買取ります。手数料を差し引いた金額にはなりますが、すぐに現金が手に入ります。給料支給後にその権利を買い戻してください。これは借金ではありません…」

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活の困窮した方が増えることが予想されるなかで、「給与ファクタリング」などと称して、給料の前借りができるかのように見せて、年利数百%になるような法外な手数料を要求される被害が発生しています。

個人の貸金債権を買い取る形をとって資金を融通し、給与支給後に資金を回収する業務は貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は違法な闇金融業者です。

- ・支払いが数日遅れただけで、高額の遅延金を請求された！
- ・自宅に複数人で取り立てに来た！
- ・支払えないと、勤務先や親族にも執拗な取り立てが始まった！

などの被害が発生しています。このような被害にあわないためにも、十分に注意してください。



ネット通販を利用する際の注意点

詐欺的サイトを絶対に使わない！

実際に店舗に買いに行かなくても、自宅に居ながら様々なものが購入できるネット通販。ネット通販を利用される際に商品名やブランド名で検索される方も多いと思います。しかし、検索結果の上位にも詐欺的サイトが紛れていることがあります。詐欺的サイトを利用した場合、「お金を払ったのに商品が届かない」、「粗悪なコピー品が届いた」などのトラブルにつながる可能性があります。被害は金銭だけにとどまらず、個人情報が悪用される可能性もあります。トラブルに巻き込まれないために詐欺的サイトを利用しないことが必要です。

購入前に以下の詐欺的サイトを見分けるポイントを確認してみてください。

- URLが不自然（例：http://www.○△□.topといったアドレスの最後部分が、.top、.xyz、.bid等の見慣れないものになっている。）
- 住所が実在しない、又は住所が番地まで記載されていない
- 電話番号がなく、連絡先がフリーメールアドレスのEメールしかない
- 字体（フォント）に通常使用されない旧字体が交じっている
- 一般に流通している価格より極端に安い
- 支払い方法が銀行振り込みのみ、又は個人名義の口座
- 不自然な日本語表現がある

ネット通販はクーリング・オフが使えない！

※クーリング・オフとは、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度ですが、適用される取引は法律や約款で定められています。

ネット通販では実際に現物を見たり、触ったりできないので、届いたものを見て想像していたものと色合いが違う、サイズが合わないといったことがあるかもしれません。

しかし、ネット通販にはクーリング・オフ制度がありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになりますので、自己都合での返品はできないことがあります。

また、最近では、ネット通販の定期購入契約に関する相談が多く寄せられています。定期購入契約とは「初回無料」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている契約です。初回お試し無料なので注文したら、2回目として大量の商品が届き、高額な支払請求をされるというケースがあります。この場合も返品条件などの規約があれば原則それに従うことになります。



ネット通販では、クーリング・オフ制度が使えないので、**契約前に必ず返品条件や購入条件、総額表示等を確認することが大切です!!**